

特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準

1 趣旨

中標津町が発注する建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の入札の公平性の確保又は談合の未然防止のため、特定関係にある資格者同士の入札参加を制限する場合の基準を、次のとおり定めるものとする。

2 基準に該当する場合の取扱い

中標津町が発注する建設工事等に係る条件付一般競争入札において、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。）は、中標津町建設工事競争入札心得第7条第12号又は中標津町委託業務競争入札心得第7条第12号の規定に基づき無効入札とする。

3 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

4 公告等への記載

(1) 入札参加する者に必要な資格、応募に必要な要件として基準に該当しない者であることを、条件付一般競争入札の公告に明示するものとする。

(2) 基準に該当する者のした入札を無効にする旨を、入札の公告に明示するものとする。

5 特定関係の確認

特定関係については、条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類として必要な場合は調書を入札に参加しようとする者から提出させ、申請書の審査時に確認するものとし、その確認については、次により行うものとする。

(1) 町長は、入札参加資格の審査時において特定関係にある者が同一入札に申請書を提出していないか確認を行うこと。

(2) 同一入札に特定関係にある者が申請書を提出している場合は、その者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。

ア 特定関係にある者の中から、入札に参加する者を1者決め、入札に参加しないことになった他の者は、速やかに申請書を取り下げること。

イ 取り下げを行わなかった場合は、特定関係にある者の全員を入札参加資格者としめないこと。

(3) 町長は、(2)の結果を踏まえて、入札参加資格者を決定するものとする。

6 留意事項

(1) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に本通知を遵守する目的で、当事者間で連絡を取ることは、中標津町建設工事競争入札心得第4条第2項及び中標津町委託業務第4条第2項には該当しない。

(2) 人的関係の対象となる取締役とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）の取締役を除く。）

ウ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役